

居宅介護支援 契約書

医療法人同仁会（社団）

居宅介護支援 マムステーション

(利用者) _____ 様(以下「利用者」という。)と、
(事業者) 医療法人同仁会(社団) 居宅介護支援マムステーション(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援に関して、次のとおり契約を結びます。

記

契約の目的

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

契約の期間

第2条 この契約の期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。

2 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

介護支援専門員

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名をお知らせします。

居宅サービス計画作成の支援

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選定又は推薦について、介護支援専門員は利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等は、複数の事業所から選択することが可能であるため、利用者及び家族に複数の情報を提供し、利用者及び家族にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者及び家族に説明し、利用者又は家族から文書による同意を受けます。なお、位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由については、利用者及び家族の求めに応じ説明します。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

経過観察・再評価

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等、必要に応じて対応します。

施設入所への支援

第6条 事業者は、利用者（要介護1～5認定者）が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

居宅サービス計画の変更

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

給付管理

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

要介護認定等の申請に係る援助

第9条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

契約の終了

第10条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者が医療療養型病院に入院された場合
 - (3) 利用者が他の介護支援事業所と契約した場合

(4) 利用者の要介護認定区分が、要支援・事業対象者または自立と認定された場合

(5) 利用者が死亡した場合

サービス提供の記録

第11条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間これを保存します

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の閲覧又は、実費負担により複写物の交付を受けることができます。

4 第10条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

料金

第12条 事業者は、介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、利用者にかわって市町村から支払いを受けます。

緊急時の対応

第13条 事業者は、訪問時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

この場合、予め利用者の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

○緊急連絡先

氏 名 _____ 続柄(_____)

連絡先電話番号 _____

守秘義務及び個人情報の保護

第14条 事業者とその職員は、在職中また退職後においても、業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、【別添資料1】「医療法人同仁会(社団) 介護事業部における個人情報の利用目的」による個人情報の利用については、利用者及び家族等から予め同意を得ておきます。なお本契約の終了後も同様の取り扱いとします。

事故発生時の対応及び損害賠償

第15条 事業者は、訪問時に什器等の破損等、事故が発生した場合、速やかに家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

損害賠償がなされない場合

第16条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

身分証携帯義務

第17条 介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示する。

相談・苦情処理

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対処するものとします。

事業所の窓口及び公的機関の相談窓口は、【別添資料2】をご参照下さい。

契約外事項

第19条 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の後見人、利用者の家族等との間で協議の上誠意をもって解決します。

協議事項

第20条 本契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

裁判管轄

第21条 利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、当事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、契約書を2通作成し、利用者・事業者が署名のうえ、各1通保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____

署名代行

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所 _____

氏名 _____

署名を代行した理由 本人が署名できないため・その他(_____)

家族・身元引受人または成年後見人等

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解し本契約に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

事業者

当事業者は利用者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 京都市南区唐橋羅城門町37番地5の2
京都メディックスビル東館2階

名 称 医療法人同仁会（社団）居宅介護支援マムステーション

説明者 _____

【別添資料Ⅰ】

医療法人同仁会（社団） 介護事業部における個人情報の利用目的

Ⅰ.法人内での利用

- ① 利用者様に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 入院・退院・入所・退所及びサービスの利用開始・停止などの管理
- ④ 利用者様の診療のため、医師などの意見・助言を求める場合
- ⑤ 会計・経理事務
- ⑥ 介護事故などの報告
- ⑦ 利用者様への介護サービス向上
- ⑧ 介護実習への協力
- ⑨ 介護の質の向上を目的とした事例検討（教育・育成・研究）
- ⑩ その他、利用者様に係る管理運営業務

Ⅱ.事業所外への情報提供としての利用

- ① 他の医療機関、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、公的機関との連携・照会及び照会への回答
- ② 業務委託
- ③ ご家族等への心身の状況説明
- ④ 審査支払機関へのレセプト（介護報酬請求明細）の提出
- ⑤ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑦ その他、利用者様への介護保険事務に関する利用
- ⑧ 京あんしんネットご利用の際、関係者との情報共有

Ⅲ.その他の利用

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供
- ③ 当施設、事業所内において行なわれる看護、介護、社会福祉士、リハビリ職等、学生の実習への協力
- ④ 学会・研究会等での事例研究発表等
- ⑤ 施設イベントなどの写真を SNS（Facebook、Instagram、TikTok 等）、ホームページ、パンフレット、広報誌や施設内ポスターなどへの掲載（利用者様、ご家族等）
- ⑥ 利用者様が他の事業所と連携する場合（入院、転所、退所など）、また別のサービス等に移行する場合、ご家族等の個人情報の提供

【付記】

1. 上記の内容に同意いただける場合は、「個人情報利用同意書」にサインをお願いします。
2. 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出下さい。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

個人情報利用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報の利用について、以下のとおり同意します。

記

1. 個人情報を利用する目的及び範囲

☐ 『医療法人同仁会（社団） 介護事業部における個人情報の利用目的』のとおりに同意します。

☐ 個人情報の利用を同意しない事項

()

2. 個人情報を利用する条件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に、情報が漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事録内容等を記録しておくこと。

医療法人同仁会（社団） 御中

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者

氏名 _____ 続柄 (_____)

家族の代表

氏名 _____ 続柄 (_____)

【別添資料2】

介護保険相談窓口

名 称	電 話 番 号	住 所
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	075-354-9090	京都市下京区烏丸通四条下る水 銀屋町620番地COCON烏丸内
京都府高齢者 総合相談センター	075-221-1165	京都市中京区竹屋町通烏丸東 入清水町 375 番地 京 都 府 立 総 合 社 会 福 祉 会 館 (ハートピア京都)2階
北区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-432-1366	京都市北区紫野東御所田町 33-1
上京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-441-5107	京都市上京区今出川室町西入 堀出シ町285
左京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-702-1071	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2
中京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-812-2566	京都市中京区西堀川通御池下る 三坊堀川町521
東山区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-561-9187	京都市東山区清水5丁目 130-8
山科区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-592-3290	京都市山科区柳辻池尻町 14-2
下京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-371-7228	京都市下京区西洞院塩小路上る 東塩小路町608-8
南区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-681-3296	京都市南区西九条南田町1-3
右京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-861-1430	京都市右京区太秦下刑部町12
右京区 京北出張所 保険福祉第一担当	075-852-1815	京都市右京区京北周山町上寺 田1-1
西京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-381-7638	京都市西京区上桂森下町 25-1
西京区役所洛西支所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-332-9274	京都市西京区大原野東境谷町 2-1-2
伏見区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-611-2279	京都市伏見区鷹匠町39-2
伏見区役所深草支所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-642-3603	京都市伏見区深草向畑町 93-1
伏見区役所醍醐支所 保険福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-571-6471	京都市伏見区醍醐大構町28